

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条相談課の項第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 入所者の日常生活上の支援に関する事。
- (9) 自立訓練に関する事。

第5条相談課の項に次の1号を加える。

- (10) 補装具及び日常生活用具の製作及び修理並びにこれらに係る研究に関する事。

第5条訓練科の項第3号を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)